

# 平成 31 年度の職員募集について

## 1. 募集先

〒102-8411 東京都千代田区一番町 1 9 番地  
公益社団法人 全国農業共済協会（略称：N O S A I 協会）  
（概要は別添 1 参照。）

## 2. 応募・選考要領

- (1) 採用人員 若干名
- (2) 職 種 事務系総合職
- (3) 応募資格 ①平成 31 年 3 月までに 4 年制大学を卒業見込みの方、および卒業後 3 年以内の方  
②平成 31 年 3 月までに大学院（修士課程）を修了見込みの方、および修了後 3 年以内の方
- (4) 提出書類 ①履歴書（写真、自己紹介書：書式は大学指定も可）  
②志望動機（400 字以内で原稿用紙に自筆で記入）  
③成績証明書  
④卒業（見込）証明書  
※履歴書等はお返ししません。責任をもって廃棄します。
- (5) 応募締切日 平成 30 年 10 月 15 日（月）必着（郵送又は持参）
- (6) 選考方法等 ①採用試験＝書類選考（10 月 22 日（月））を経て試験案内を文書発信（試験〔筆記試験及び面接〕は 11 月 12 日（月）に実施予定）  
②試験会場＝本会（全国農業共済会館：別添の案内地図を参照。）

## 3. 待遇・勤務条件等

- (1) 給 与 大卒初任給の場合：基本給 203,700 円（30 年度実績、院了・既卒も同額）
- (2) その他諸手当 暫定手当、住宅手当、扶養手当、超勤手当、食事手当など
- (3) 通勤定期代 実費を全額支給
- (4) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入
- (5) 賞 与 あり（30 年度ベースで年間 4.40 カ月分、国家公務員に準拠）
- (6) 退職金制度 あり
- (7) 就業時間 午前 9 時から午後 5 時 30 分（一部部署でフレックス制を実施）
- (8) 定 休 日 土・日曜、祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、ほかに夏季休暇（3 日）あり
- (9) 有 給 休 暇 年間 20 日
- (10) 職員用住宅 なし
- (11) そ の 他 全国農業共済組合連合会への出向の可能性あり

※全国農業共済組合連合会は農業保険法に基づき、主に農業経営収入保険事業を行う目的で平成 30 年 4 月に設立された法人です。

農業経営収入保険事業と併せて、詳しくは農林水産省経営局農業保険（収入保険・農業共済）のページ（<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/index.html>）もご参照下さい。なお、事務所は本会と同じ全国農業共済会館に設置されています。

4. 勤務開始予定日 平成31年4月1日(月)

5. 書類提出先及び問い合わせ先

〒102-8411 東京都千代田区一番町1-9番地

公益社団法人 全国農業共済協会 総務部総務課 (担当: 吉村)

TEL 03-3263-6411(代) FAX 03-3221-7795

<http://www.nosai.or.jp/> E-mail [soumu@nosai.or.jp](mailto:soumu@nosai.or.jp)

〈別添1〉

## 公益社団法人 全国農業共済協会（NOSA I 協会）の概要

1. 所在地 東京都千代田区一番町19番地  
(〒102-8411 TEL. 03-3263-6411)
2. 設立 昭和23年8月
3. 機構等 全国の農業共済組合連合会及び特定組合を会員とする農業共済団体の中央機関
4. 役職員等 理事14名（うち会長1名、副会長2名、常務理事1名）  
監事3名、職員55名（平成30年7月1日現在）
5. 目的 国が定める農業保険法に基づき農業保険の制度を運営する農業共済団体の健全な発展に貢献し、もって農業の振興と農業経営の安定により、豊かで健全な我が国社会の維持・発展に寄与することを目的とする。  
なお、農業保険の制度の概要は別添2のとおり。
6. 事業内容 本会の事業内容は以下のとおり。
  - (1) 農業保険の制度に係る調査研究や一般国民への普及啓蒙を行う事業
  - (2) 農業共済団体が使用する事務処理システムの開発・修正に係る事業
  - (3) 役職員の資質向上や人材育成を図るための研修に係る事業
  - (4) 農業共済団体の退職金給付に係る事業
  - (5) 農業・農政・農業保険の制度の動向を伝えるための新聞等発刊に係る事業

など

[注]詳細は本会ホームページ (<http://www.nosai.or.jp/>) をご覧下さい。また、農業保険の制度については、農林水産省経営局農業保険（収入保険・農業共済）のページ (<http://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/>) もご参照下さい。

## 農業保険の制度（農業共済制度・収入保険制度）の概要

我が国は、気象変化の最も激しいアジア・モンスーン地帯に位置しており、農業は、風水害、冷害等種々の自然災害にしばしば見舞われ、広い地域に亘り甚大な被害を受けやすいという宿命を負っています。

このようなことから、国は、被災農家の経営を安定させ、農業生産力の発展に資するため、農業災害対策の重要な柱として保険の仕組みによる農業保険の制度を設けています。

この農業保険の制度は、昭和 22 年に、農業保険制度（昭和 13 年発足）と家畜保険制度（昭和 4 年発足）を統合して発足したものです。

本制度は、これまで、農業事情の変化等に対応し幾多の改正が行われ、我が国における農業経営の安定に寄与してきました。また、平成 5 年や 15 年の大冷害、平成 16 年の 10 個の台風襲来、東日本大震災や熊本地震、平成 22 年の宮崎県下での口蹄疫をはじめ、自然災害等が多発した際に、全国の被害農家に多額の共済金を支払い、農業経営また地域経済の再生に大きく貢献してきました。

農業共済制度は、国の農業災害対策として実施される公的保険制度です。この制度は、災害により被害を受けた農家の救済を合理的に行うため、地域ごとに農家が組合を設立し、共済掛金(50%相当額については国が負担)を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があった時、その共同準備財産から被災農家に共済金を支払う農家の自主的な相互救済を基本としています。

現在、農業共済制度では米、麦、家畜、果樹、畑作物、園芸施設、農家建物、農機具などを対象に共済事業を実施しており、平成 29 年度の補償契約額は約 45 兆円となっています。

また、平成 31 年 1 月から始まる収入保険制度も公的な保険制度です。農業経営者のセーフティーネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度として平成 30 年 4 月に創設され、10 月から加入の受付が始まります。

● 全国農業共済会館ご案内図 ● (平成24年8月現在)



〈利用交通機関〉

- ① 東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅下車 (出口4) から徒歩1分
- ② 東京メトロ有楽町線 麹町駅下車 (出口3) から徒歩5分
- ③ JR四谷駅下車 徒歩15分 (タクシーは基本料金の範囲内)

→ 一方通行

全国農業共済協会

〒102-8411 千代田区一番町19番地  
 全国農業共済会館 5F・6F  
 ☎03-3263-6411(代表)



農業共済寮

☎03-3230-1731  
 (会館右手より入る)